

旧中央保育所解体撤去工事

図面目録	
図番	名称
A-01	特記仕様書1
A-02	特記仕様書2
A-03	配置図兼仕上表
A-04	平面図
A-05	屋根伏図
A-06	立面図
A-07	外構図
A-08	建具表
A-09	参考図1
A-10	参考図2
A-11	参考図3
A-12	参考図4
A-13	参考図5

鳴門市
(株) 泉設計室

Ⅰ. 工事概要																
1. 工事名称	旧中央保育所解体撤去工事															
2. 工事場所	鳴門市撫養町斎田															
3. 建物概要	<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td><td>旧中央保育所</td></tr> <tr> <td>構造・規模</td><td>木造一部鉄骨造 地下2階</td></tr> <tr> <td>敷地面積</td><td>1,543.62 m²</td></tr> <tr> <td>延床面積</td><td>789.76 m²</td></tr> <tr> <td colspan="2">消防法施行例別表第1区の区分</td></tr> </table>		建物名称	旧中央保育所	構造・規模	木造一部鉄骨造 地下2階	敷地面積	1,543.62 m ²	延床面積	789.76 m ²	消防法施行例別表第1区の区分					
建物名称	旧中央保育所															
構造・規模	木造一部鉄骨造 地下2階															
敷地面積	1,543.62 m ²															
延床面積	789.76 m ²															
消防法施行例別表第1区の区分																
4. 工事種目	<table border="1"> <tr> <th>種目</th><th>工事概要</th></tr> <tr> <td>解体一式工事</td><td>建物及び附帯構造物の解体撤去処分、及び敷地整地</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>		種目	工事概要	解体一式工事	建物及び附帯構造物の解体撤去処分、及び敷地整地										
種目	工事概要															
解体一式工事	建物及び附帯構造物の解体撤去処分、及び敷地整地															

Ⅱ. 共通仕様書		
1. 適用基準		
図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の下記による。		
・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	令和7年版（以下「標準J」という。）	
・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和7年版	
・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和7年版	
・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）	令和7年版（以下「改標J」という。）	
・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	令和7年版	
・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	令和7年版	
・ 木造建築工事標準仕様書	令和7年版	
・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説	令和5年版	
・ 建築工事標準詳細図	令和4年版（以下「標準図」という。）	
・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	令和7年版	
・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	令和7年版	
・ 敷地調査共通仕様書	令和4年版	

また、次の図書（国土交通大臣官庁官庁営繕部監修）を参考とする。

・ 建築工事監理指針	令和7年版
・ 建築改修工事監理指針	令和7年版
・ 電気設備工事監理指針	令和7年版
・ 機械設備工事監理指針	令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- ① 質問回答書（②から⑤に対するもの）
- ② 補足説明書
- ③ 特記仕様書（共通仕様書を含む）
- ④ 図面
- ⑤ 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

① 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督官庁に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

・訂正時は、速宜とする。

なお、変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

② 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督官庁に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図面に定めるのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日以降、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日）をいう。

6. 施工計画書等

- ① 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督官の承諾を受けること。
- ② 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を添付すること。
- ③ 施工図、図寸定、見本等々、工事の施工に先立ち作成し、監督官の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

① 受注者は、本工事の一部を下請けに付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。

② 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。

③ 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用する技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約（以下の③及び④のを含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約（以下の③及び④のを含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 営業者の記載

受注者は、交通誘導営業者を配置するときは、営業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督官に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督官が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の画面の提示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の画面を、工事現場の公表が見やすい場所に提示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- ① 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督官の承諾を受けること。
 - ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者と。
 - ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者と。
- ② 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督官に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- ① 工事関係図書及び監督官から指示された事項等については、施工に携わる下請負人に十分周知徹底すること。
- ② 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- ③ 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付国土交通省告示第496号）、建設制産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建設発第3号、平成14年5月30日改正）その他関係法令に従い適切に処理すること。
- ④ 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物目確認書」を監督官に提出し、監督官の確認を受けかつ工事着手すること。

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	特記仕様書1	縮尺	1:1
		(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1 TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			図面番号 A-01

Ⅲ. 解体工事特記仕様書

1章 解体一般共通事項

1. 施工条件
施工条件は次による。
- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
 - ② 撤去建物内及び敷地内の指示された全ての物品共処分すること。
 - ③ 人員配置及び施工計画を精密に行い遅延のないようにすること。
 - ④ 請負者は、本工事の全部もしくは一部については、指名停止期間中の有資格者と下請契約を締結してはならない。
 - ⑤ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
 - ⑥ コンクリート部分の取壊し工事は9時から17時までとし、圧砕機を使用すること。
 - ⑦ 既存浄化層について、工事着手前に現況を十分調査及び精査し、監督員と協議の上撤去処分内容を決定すること。
 - ⑧ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 施工調査
- ① 調査期間
本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。
 - ② 特別管理産業廃棄物等の分析調査(あり ・ なし) 。

3. 交通誘導警備員
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とする。
- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(職務付けられている ・ 職務付けられていない)
 - ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
 - ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

4. 産業廃棄物の処理
発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

5. 建設発生土の処理
建設発生土の処理については、適正に処理する。
なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

6. 有価材の処理
- ① 有価材 (鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ)
 - ② 古物商で適切に処理すること。

7. 周辺家屋等の対応
- ① 本工事に先駆け、県において周辺家屋等の事前調査を行っているため、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。
 - ② 工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。

2章 解体仮設工事

1. 足場等
- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるものの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
 - ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
 - ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
 - ④ 外部足場(図示の通り)
 - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: 5.5m以下、鉛直方向: 5m以下)
 - ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり設置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3) 手すり先行専用足場方式により行うことができる。
 - ⑤ 内部足場(図示の通り)
 - ・ 壁つなぎ間隔(水平方向: m以下、鉛直方向: m以下)
 - ⑥ 仮囲い(図示の通り)
 - ⑦ ゲート(有 ・ 無 図示の通り)
 - ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
 - ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
 - ⑩ 受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、運出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を提示すること。
 - ⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場架ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)を遵守し作業を行うこと。
 - ⑫ その他

2. 監督員事務所
- ① 監督員事務所は(設ける (面積 ○ m2程度) ・ 設けない)
 - ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - 2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全带
 - 3) 携帯電話の予備
 - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - 5) フラッシュライト

3. 養生
- ① 既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法:)
 - ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:)

4. 工事用水、電力等
- ① 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電料料金(有価 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。
 - ② 既存用水利用(出来る ・ 出来ない)、電料料金(有価 ・ 無償)ただし、施設管理者と協議すること。

5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等
- ① 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者に)設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
 - ② 借地借家料 円

3章 解体施工

1. 一般事項
- ① 空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。
 - ② 建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適当な方法により発生防止に努めること。
 - ③ 解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。
 - ④ 解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。
 - 1) 内装材等をはき取った壁・天井、床の各面
 - 2) 内装材を分別して集積したところ(特にせうこうボードは他のボードと区別すること)
 - 3) 積み込み状況(車のナンバープレートを書し込むこと)
 - 4) 捨て場状況(車のナンバープレートを書し込むこと)

2. 工事の範囲
構造物の地中部の取り壊しはベース下端捨てコンクリート及び裏石底面まで行い撤去すること。

3. 騒音振動調査
- ① 本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。
 - ② 騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。

4. 構内舗装等
- ① 樹木等の伐採抜根及び移設 方法(全て伐採・抜根)
 - ② 舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

5. 地下埋設物・埋設配管等
解体範囲内の設備機器等の撤去も本工事に含むものとする。なお、電気、給排水、ガス管、空調配管、配線の有無を確認のうえ着手すること。

6. 整地・埋戻し・盛土
埋戻しは、(購入土 ・ クラッシュラン ・ 再生クラッシュラン ・ 現場発生土 ・ 他工事の現場発生土)とする。

7. 墜落防止対策
- ① 2階以上の腰壁のない開口部等から廃棄物の搬出作業を行う場合には、墜落防止の手摺り等を設けること。
 - ② 手摺り等を設けることが著しく困難なとき、又は、作業の必要上臨時に手摺り等を取り外すときは、墜落制止用器具を使用したままの状態で作業を行えるよう考慮し、作業員に 墜落制止用器具の着用を徹底させること。

4章 アスベスト含有建材の除去等

1. 一般事項
- ① 関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。
 - ② 石綿はく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。
 - ③ アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・ 行わない)。
 - 1) 濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法－第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
 - 2) 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
 - 3) 報告書を()部作成し監督員に提出すること。
 - 4) 測定場所及び箇所は図示による。測定時期()
 - ④ 施工計画
 - 1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。
 - 2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。
 - ⑤ アスベスト含有吹付け材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。

2. アスベスト含有成形板の除去
- ① 養生等
 - 1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。

外部足場	種類:	単管足場
	仕様:	1 枚布
	D＝	60 cm
	シート種類:	防炎シート
	囲う高さ:	3 m
 - 2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。

内部足場	種類:	
	仕様:	1 枚布
	D＝	60 cm
	養生種類:	
 - ② 工法
 - 1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
 - 2) 除去は、破壊又は切断を伴わない方法で行うものとし、原形のまま、「手ばらし」とする。建築物外部の成形板を除去する場合も同様とする。
なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督員と協議のうえ、常時湿潤化した状態で作業を行う。
ただし、アスベストを含有するけい酸カルシウム板第一種は、養生シート等で作業場所の隔離(負圧不要)を行う。
建物から取り外した廃材を湿潤化のうえ、原形のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。

③ 除去箇所一覧表

階数	室名	箇所	建材種別	面積	調査方法
1	ホール・廊下		フレキシブルボード		分析済
1	廊下		フレキシブルボード		分析済

- ④ 除去が完了したときは、アスベスト等に関する知識を有する者等が除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。
- ⑤ 施工記録等
 - 1) 施工記録報告書及び特定粉じん排出等作業完了報告書を作成し、監督員に提出すること。
 - 2) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。

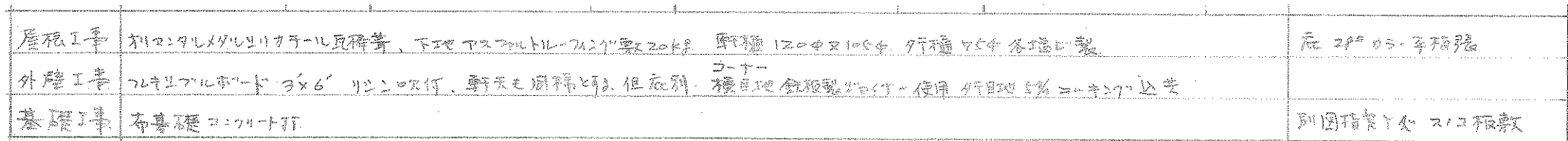
	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	特記仕様書2	縮尺
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		1:1
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号		
					図面番号 A-02	



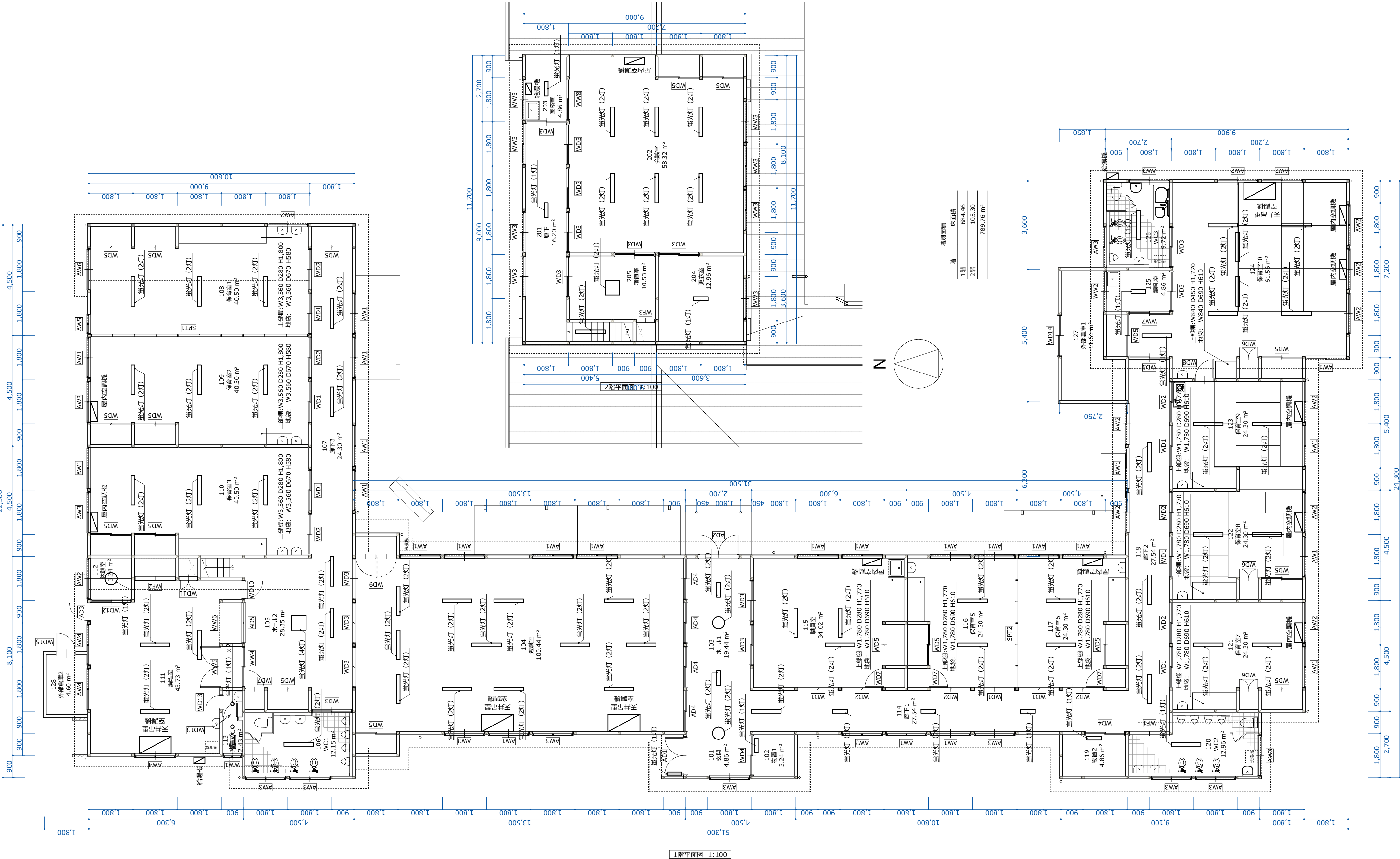
配置図 1:200

屋根工事	桁間タテメダリリカチル瓦葺き、下地アスファルトルーフィング要20kg	葺き種1200×510×4、タテ種75×4各種10張	底28°カス、平葺器
外壁工事	7.5kgタテボード3×6' リンゴス何、葺天も同様とす。但底別	フター 横目地鉄板型タテ1使用タテ地5%ニキツク止	
基礎工事	布基礎コンクリート打		別図指針カス、スロ板敷

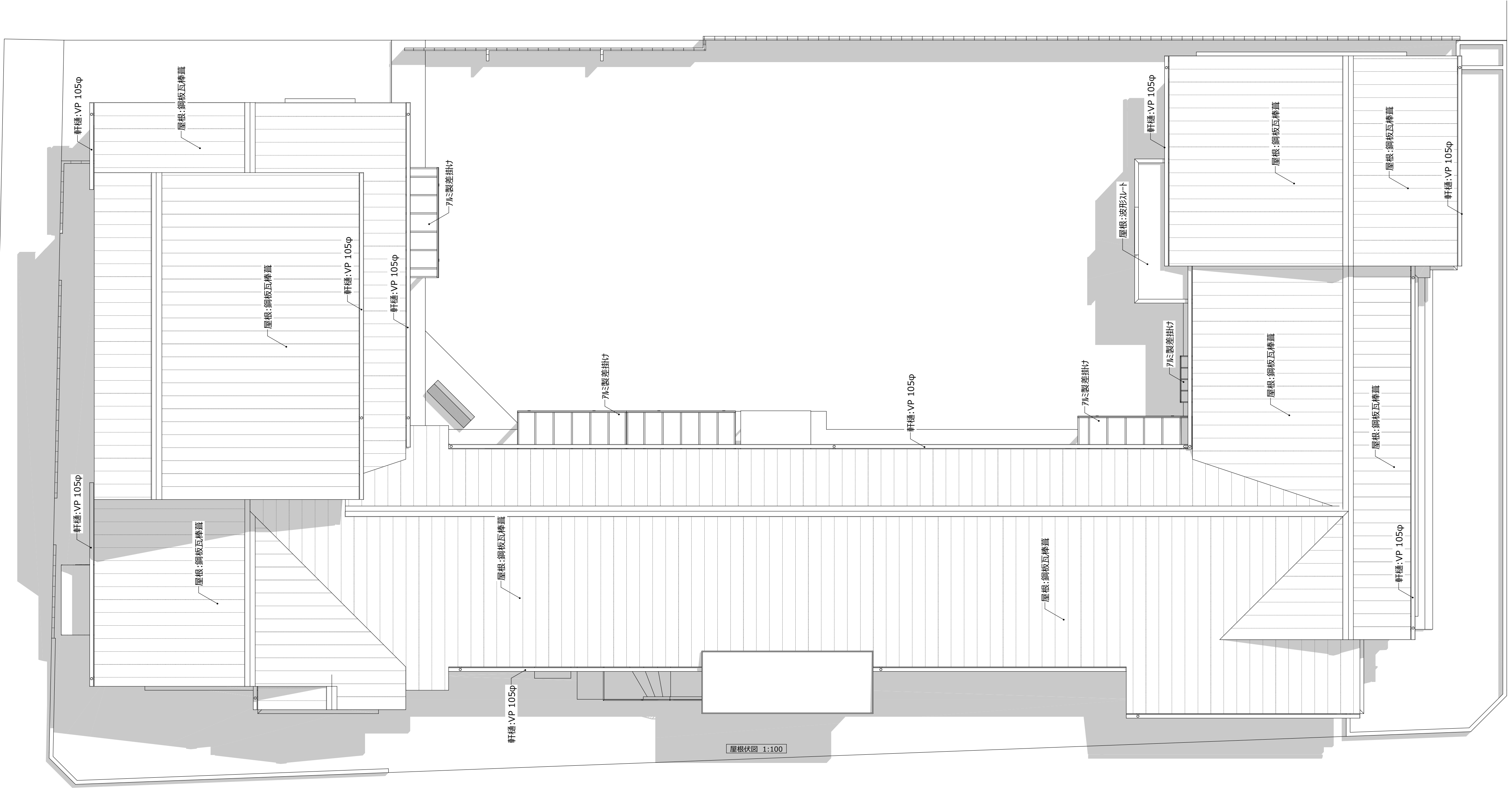
屋根工事	桁間タテメダリリカチル瓦葺き、下地アスファルトルーフィング要20kg	葺き種1200×510×4、タテ種75×4各種10張	底28°カス、平葺器
外壁工事	7.5kgタテボード3×6' リンゴス何、葺天も同様とす。但底別	フター 横目地鉄板型タテ1使用タテ地5%ニキツク止	
基礎工事	布基礎コンクリート打		別図指針カス、スロ板敷



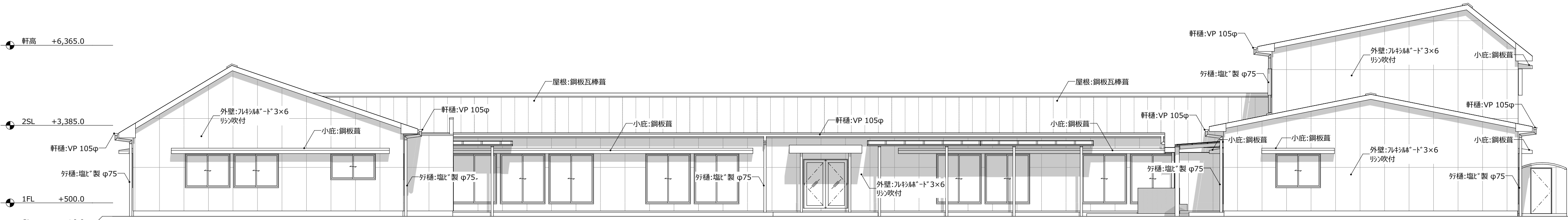
屋根工事	桁間タテメダリリカチル瓦葺き、下地アスファルトルーフィング要20kg	葺き種1200×510×4、タテ種75×4各種10張	底28°カス、平葺器
外壁工事	7.5kgタテボード3×6' リンゴス何、軒天も同様とす。但底別	コンクリート 横目地鉄板型タテ板使用タテ目地5%ニキリツト受	
基礎工事	布基礎コンクリート打		別図指針5ノスロ板敷



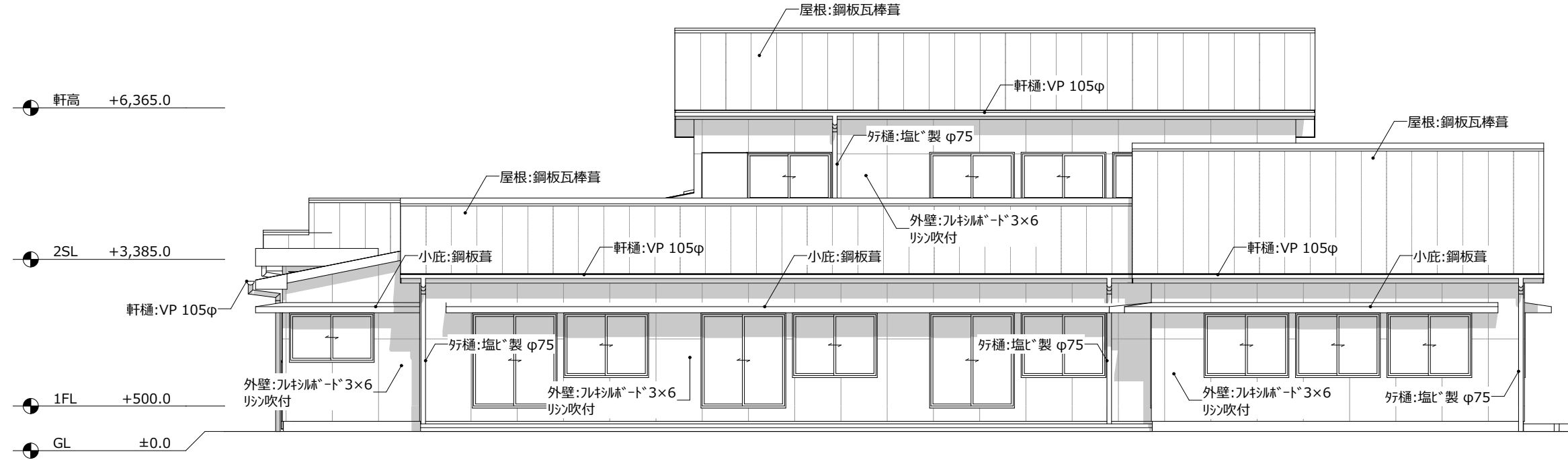
IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	旧中央保育所解体撤去工事		図面名称	平面図	縮尺	1:100
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1		TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号		図面番号 A-04



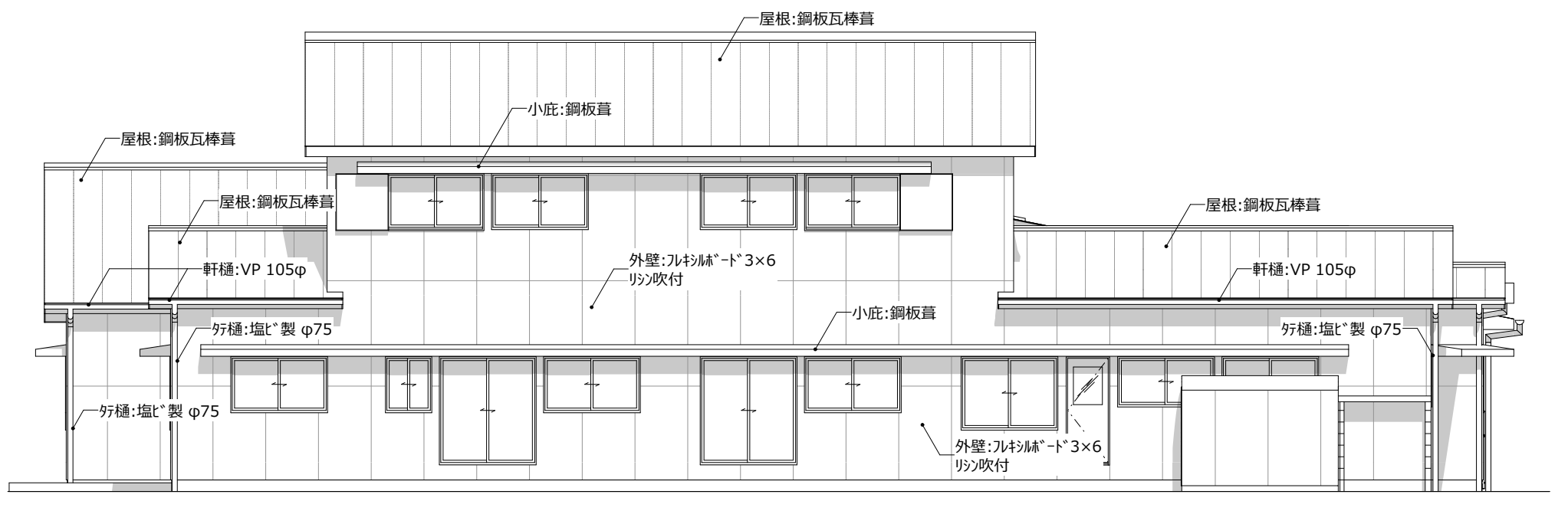
IZUMI SEKKEISHITU			工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	屋根伏図	縮尺	1:100
			(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			図面番号 A-05
			〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			



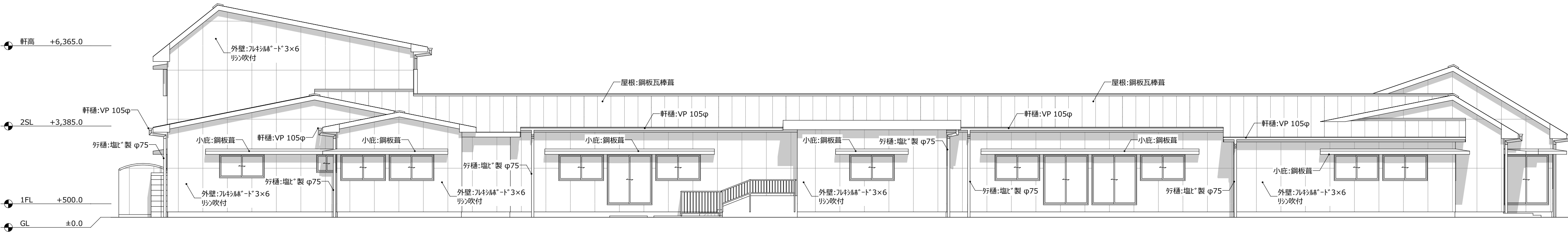
東立面図 1:100



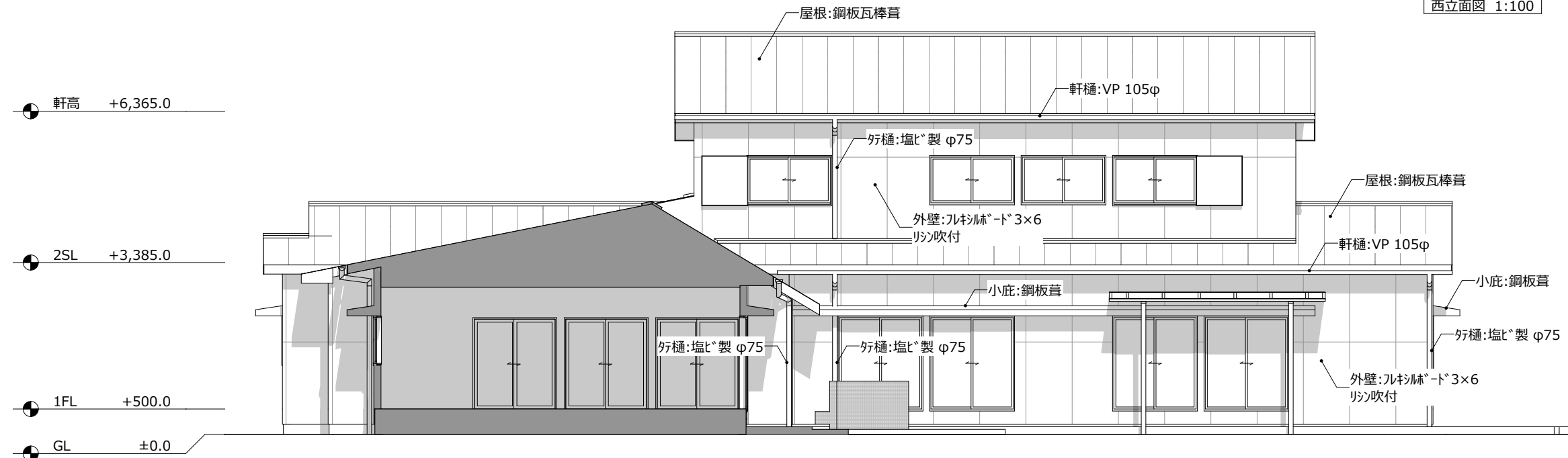
南立面図 1:100



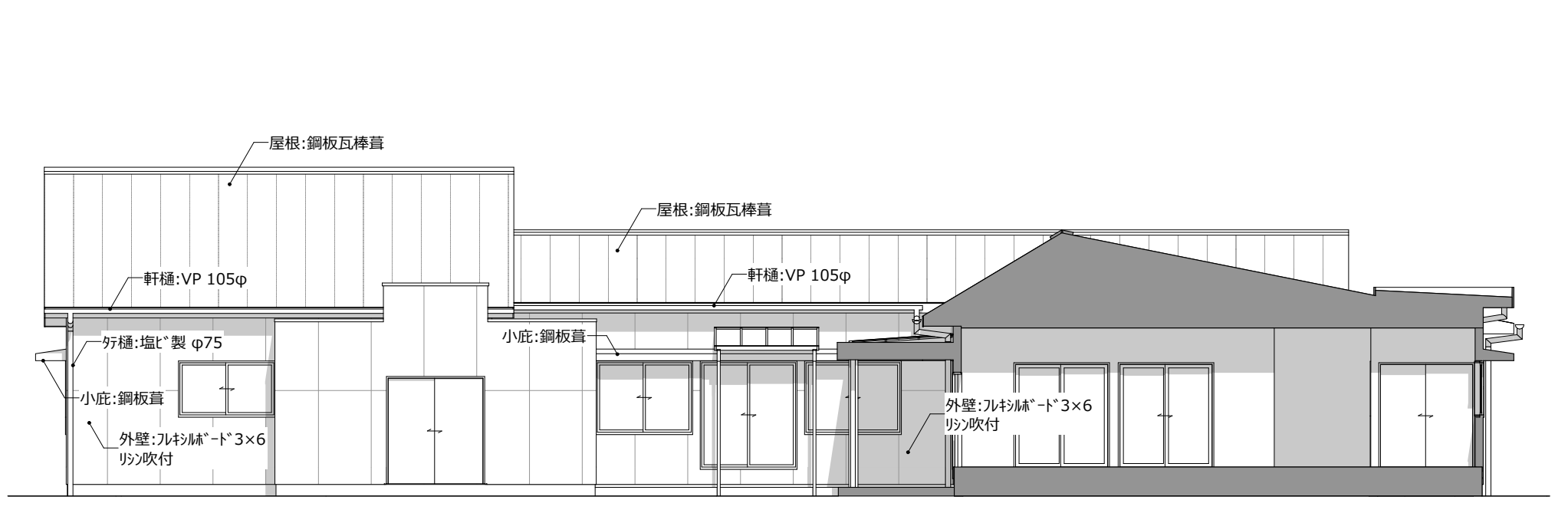
北立面図 1:100



西立面図 1:100

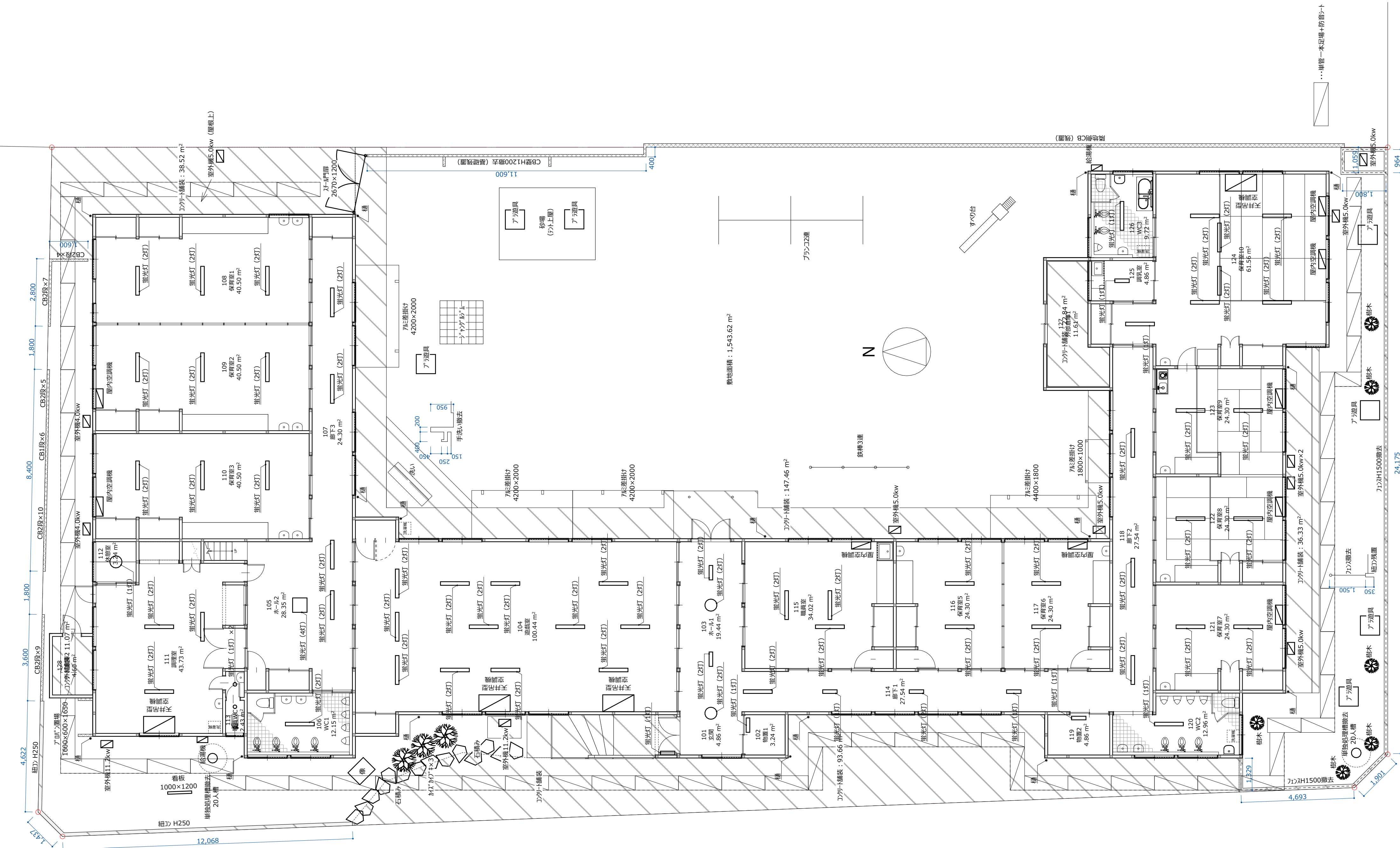


園庭南立面図 1:100



園庭北立面図 1:100

IZUMI SEKKEISHITU			工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	立面図	縮尺	1:100
			(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			図面番号 A-06

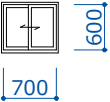
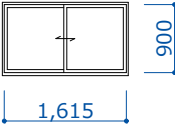
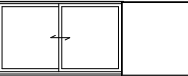
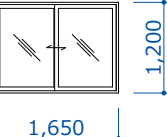
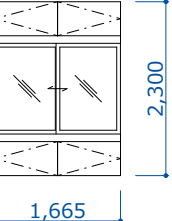
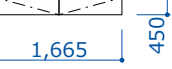
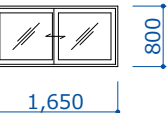
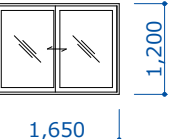


IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	旧中央保育所解体撤去工事		図面名称	外構図	縮尺	1:100
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町青田字浜端西6-1		TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			図面番号 A-07

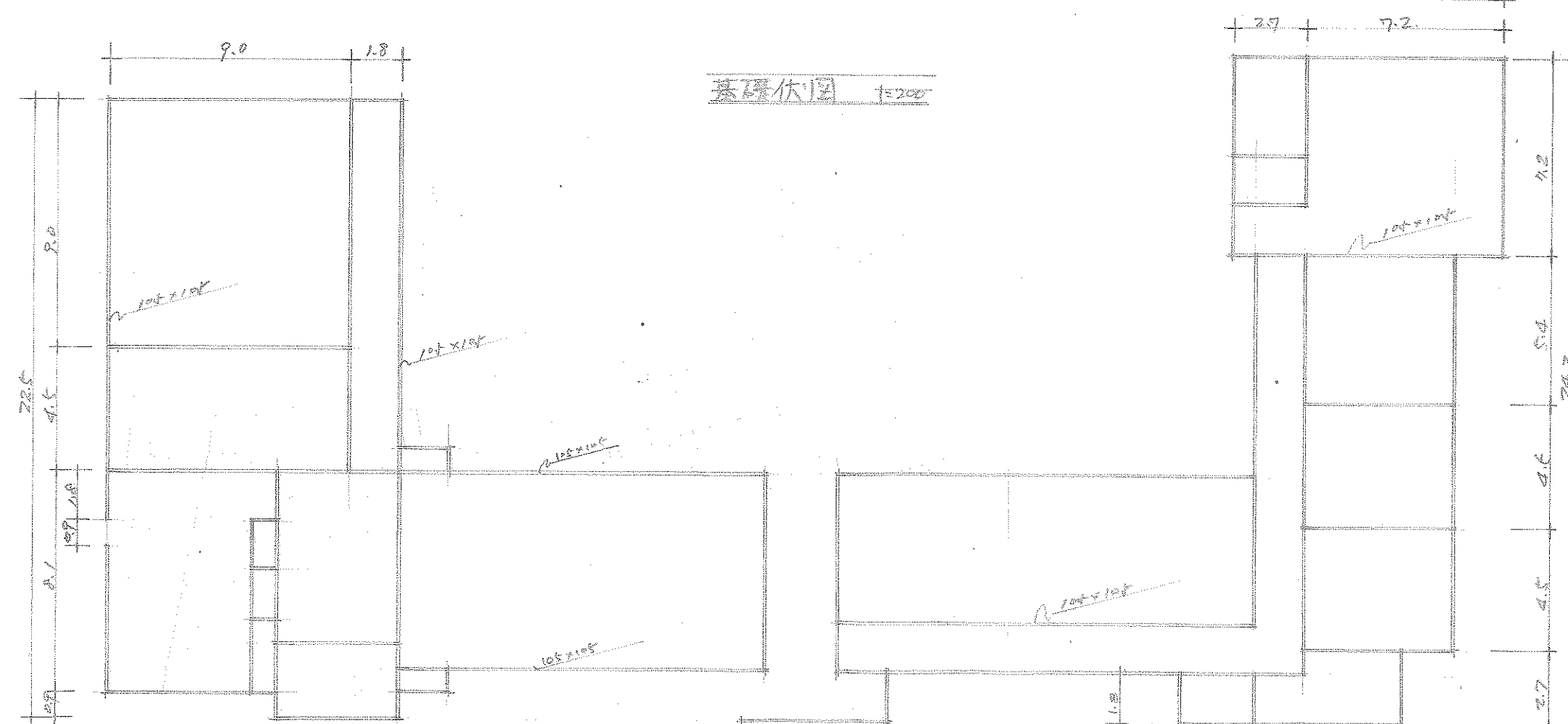
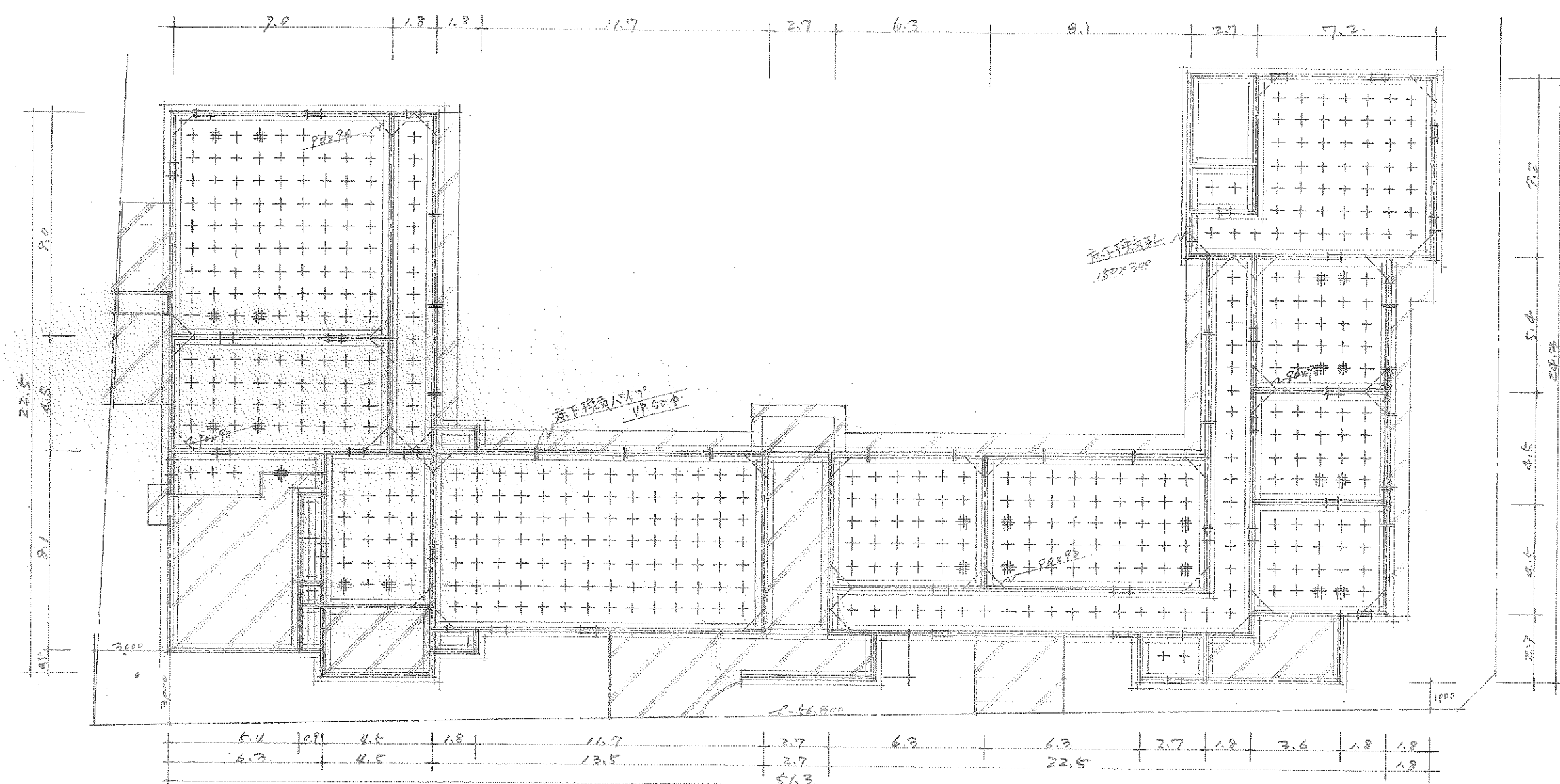
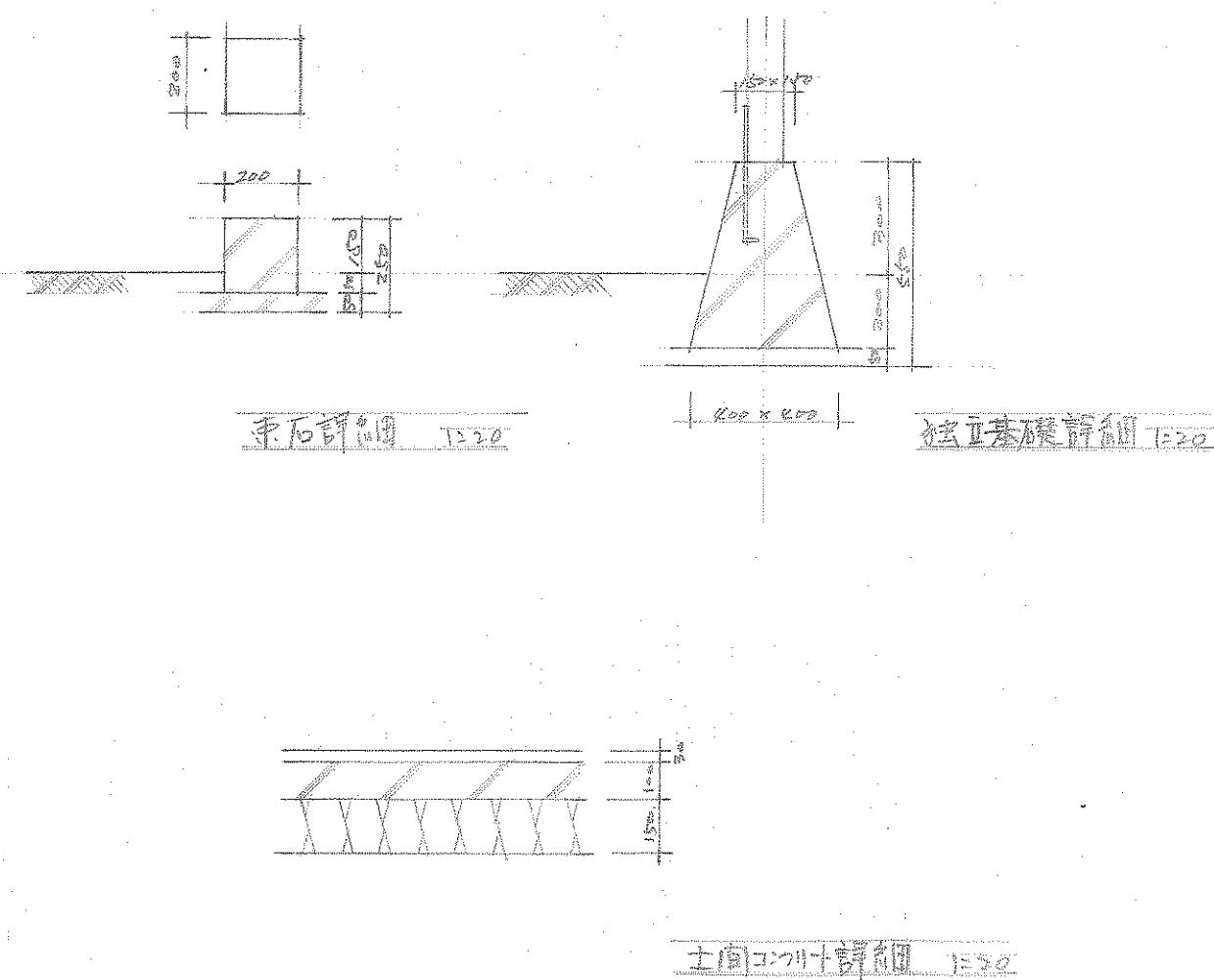
符号		AD1	AD2	AD3	AD4	AD5	AW1	AW2	AW3	AW4	AW5	AW6
位置		101 玄関	103 ホール1	111 調理室	104 遊戯室	111 調理室	各保育室、各廊下、104 遊戯室	保育室1・7・8・9・10、118 廊下2	保育室2・3、各WC、104 遊戯室、114 廊下1	111 調理室	108 保育室1	108 保育室1
形状		両開きﾄﾞｱ	両開きﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	引違い戸	引違い戸	引違い窓	引違い窓	引違い窓	引違い窓	引違い窓	引違い窓
数量		1	1	1	4	1	24	12	14	3	1	1
姿図												
寸法	幅×高さ	1,500×2,330	1,600×1,800	700×1,800	1,680×1,800	1,595×1,750	1,620×1,800	1,620×1,200	1,620×900	1,620×800	750×900	1,620×900
	FL+	0	-200	0	0	0	0	600	900	1,000	900	900
枠見込/扉厚												
材質		ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ	ｱﾙﾐ
仕上												
備考												

符号		SPT1	SPT2	WD1	WD2	WD3	WD3	WD4	WD5	WD5
位置		108 保育室1	116 保育室5	各保育室	各保育室	104 遊戯室、106 WC1、115 職員室、124 保育室10	202 会議室、205 宿直室	102・119 物置	202 会議室	各保育室
形状		アルミパーティション	アルミパーティション	引違い戸	引違い戸	引違い戸	引違い戸	引違い戸	引違い戸	引違い戸
数量		1	1	9	9	9	7	2	2	16
姿図										
寸法	幅×高さ	8,810×2,400	5,210×2,400	1,680×2,350	1,680×2,350	1,650×1,800	1,650×1,800	1,650×1,800	1,665×2,300	1,665×2,300
	FL+	0	0	0	0	0	277	0	327	50
枠見込/扉厚										
材質		アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ	アルミ
仕上										
備考										

符号		WD6	WD7	WD8	WD9	WD10	WD11	WD12	WD13	WD14	WD15	WF1	WF2
位置		保育室7・8・10	保育室5・6、105 ｷｰﾙ2、115 職員室	124 保育室10	104 遊戯室	111 調理室	111 調理室	111 調理室	113 職員WC	127 外部倉庫1	128 外部倉庫2	120 WC2	111 調理室
形状		両開きﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	両開きﾄﾞｱ	引違いﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	引違いﾄﾞｱ	片開きﾄﾞｱ	三方枠	四方枠
数量		3	4	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1
姿図													
寸法	幅x高さ	765×2,300	765×2,300	795×1,800	1,650×2,380	750×1,750	750×910	1,630×1,800	600×1,800	1,695×1,850	795×1,700	1,600×1,800	1,615×1,800
	FL+	50	50	0	0	0	100	450	0	-288	-400	0	100
枠見込/扉厚													
材質		ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ
仕上													
備考													

符号		WF3	WW1	WW2	WW3	WW4	WW5	WW6	WW7	WW8
位置		205 宿直室	113 職員WC	125 調乳室	2階各室	111 調理室	111 調理室	111 調理室	125 調乳室	203 医務室
形状		四方枠	引違い窓	引違い窓	引違い窓	引違い窓	引違い網戸	引違い網戸	引違い窓	引違い窓
数量		1	1	1	8	1	1	1	1	1
姿図										
寸法	幅×高さ	700×1,200	700×600	1,615×900	1,620×900	1,650×1,200	1,665×2,300	1,665×450	1,650×800	1,650×1,200
	FL+	847	1,200	900	1,177	630	80	1,930	980	877
枠見込/扉厚										
材質		ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ	ﾌﾗｸﾞ
仕上										
備考										

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	建具表	縮尺	1:1
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			図面番号 A-08
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			



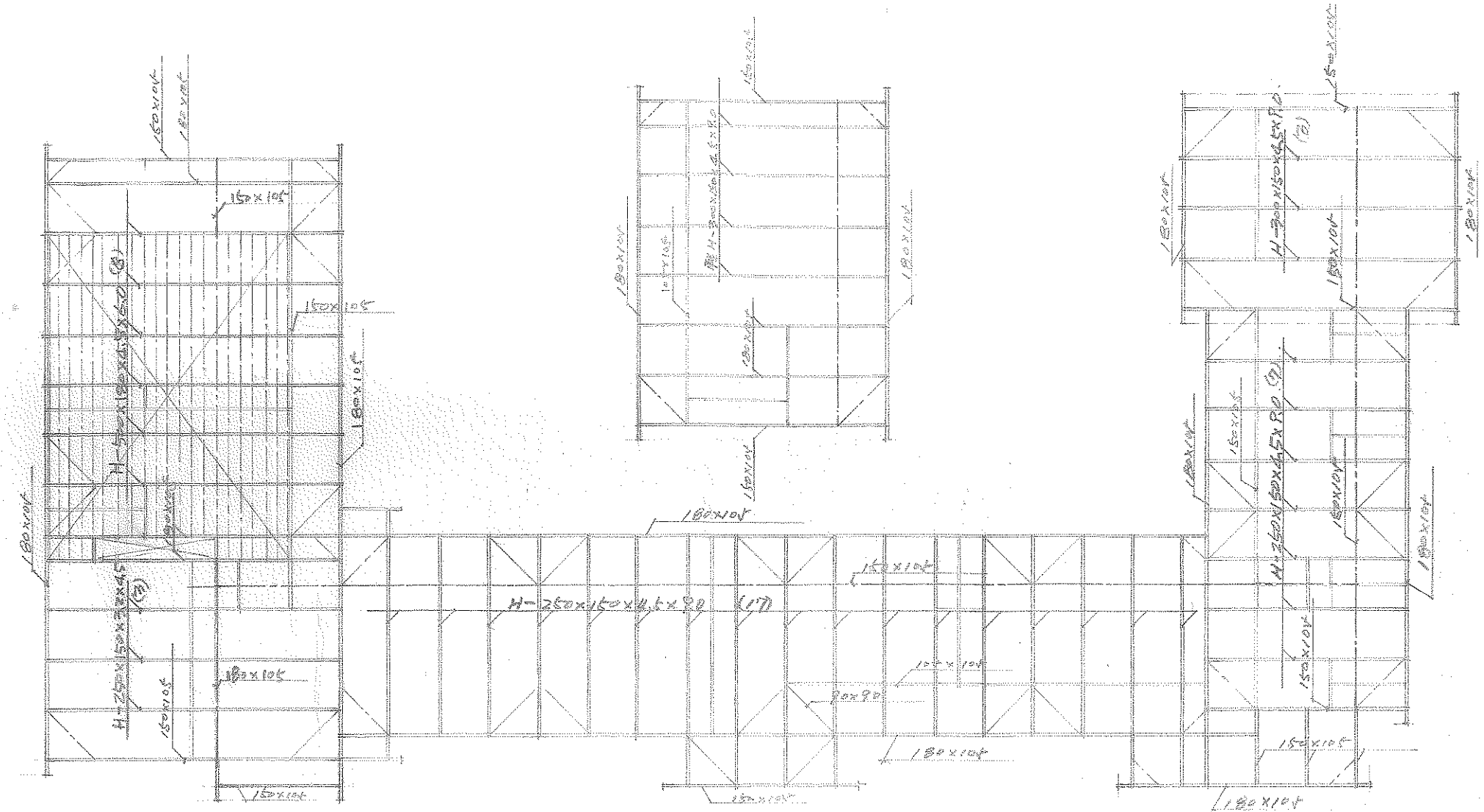
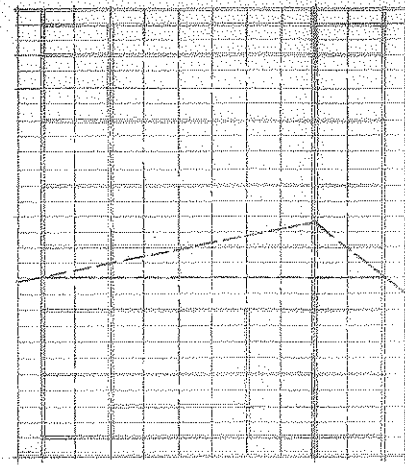
土台伏圖 1:2000

注 土留金 2100x105 とする。
枕算 キラウエ: 土留金付 PG274- とする。
T-1-1-1-1 9中 - 1.8000 以下とする。

中央保育所 改築工事		昭和 46 年度
基礎 伏図		図面 番号 4
年月日 46.12.	縮尺 1/2000	枚数

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	参考図1	縮尺	
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			図面番号 A-09
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			

2/10



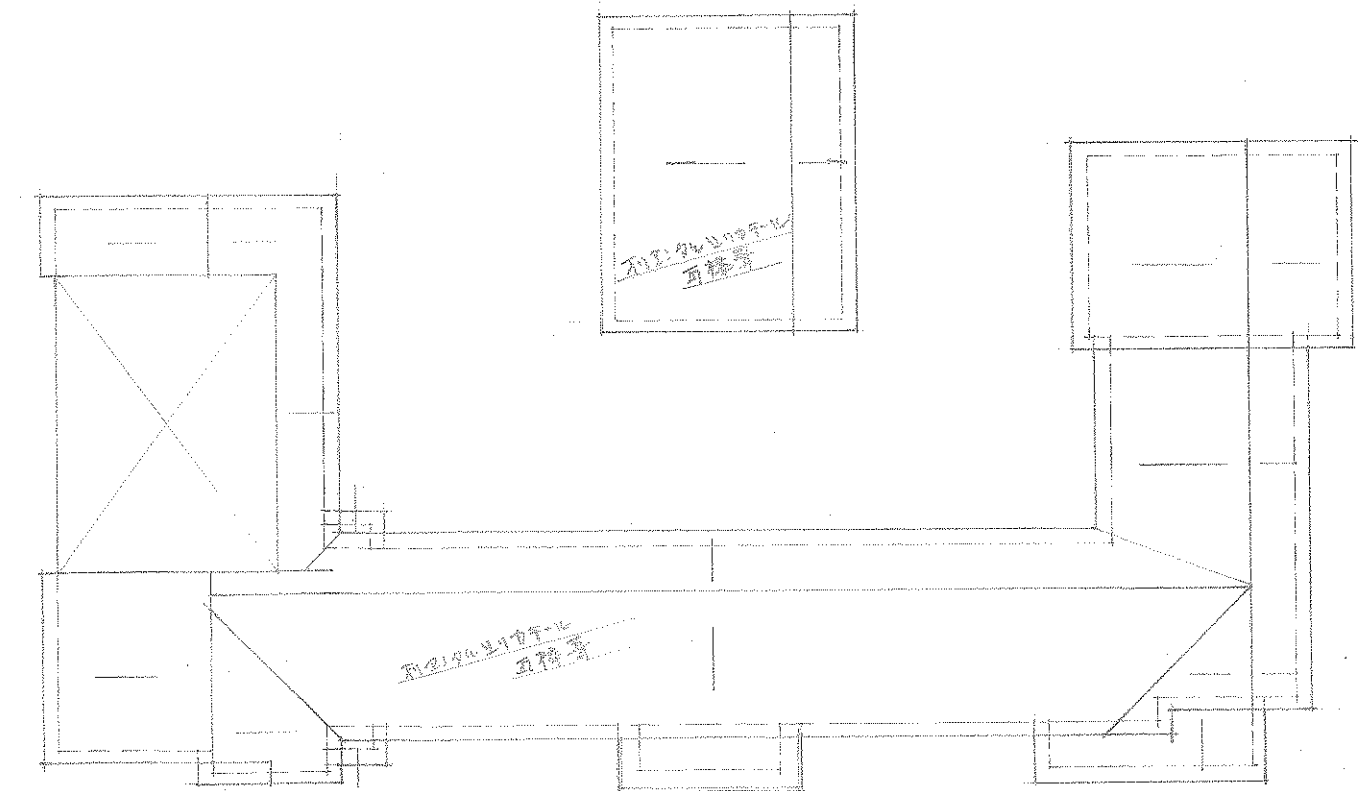
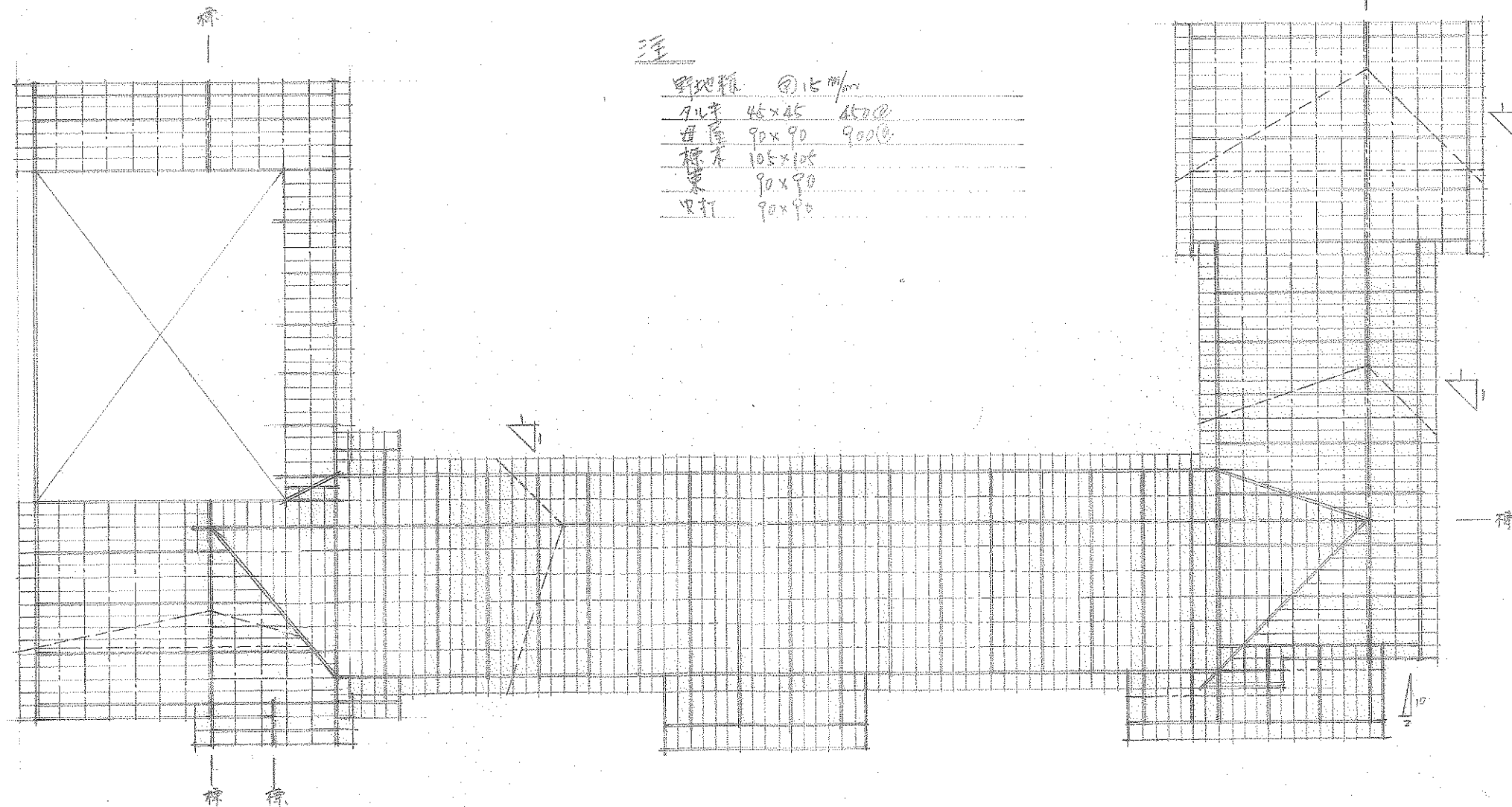
平伏図 1:200

小屋伏図 1:200

注

野地盤 ⑧15 m²/m
柱 45×45 4500
母 90×90 9000
標 105×105
梁 90×90
釘 90×90

2/10



屋根伏図 1:200

中央保育所 改築工事		昭和 46 年度
小屋伏図		図面番号 6
年月日 47.1.1	縮尺 1/200 1/200	枚数

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

旧中央保育所解体撤去工事

図面名称

参考図2

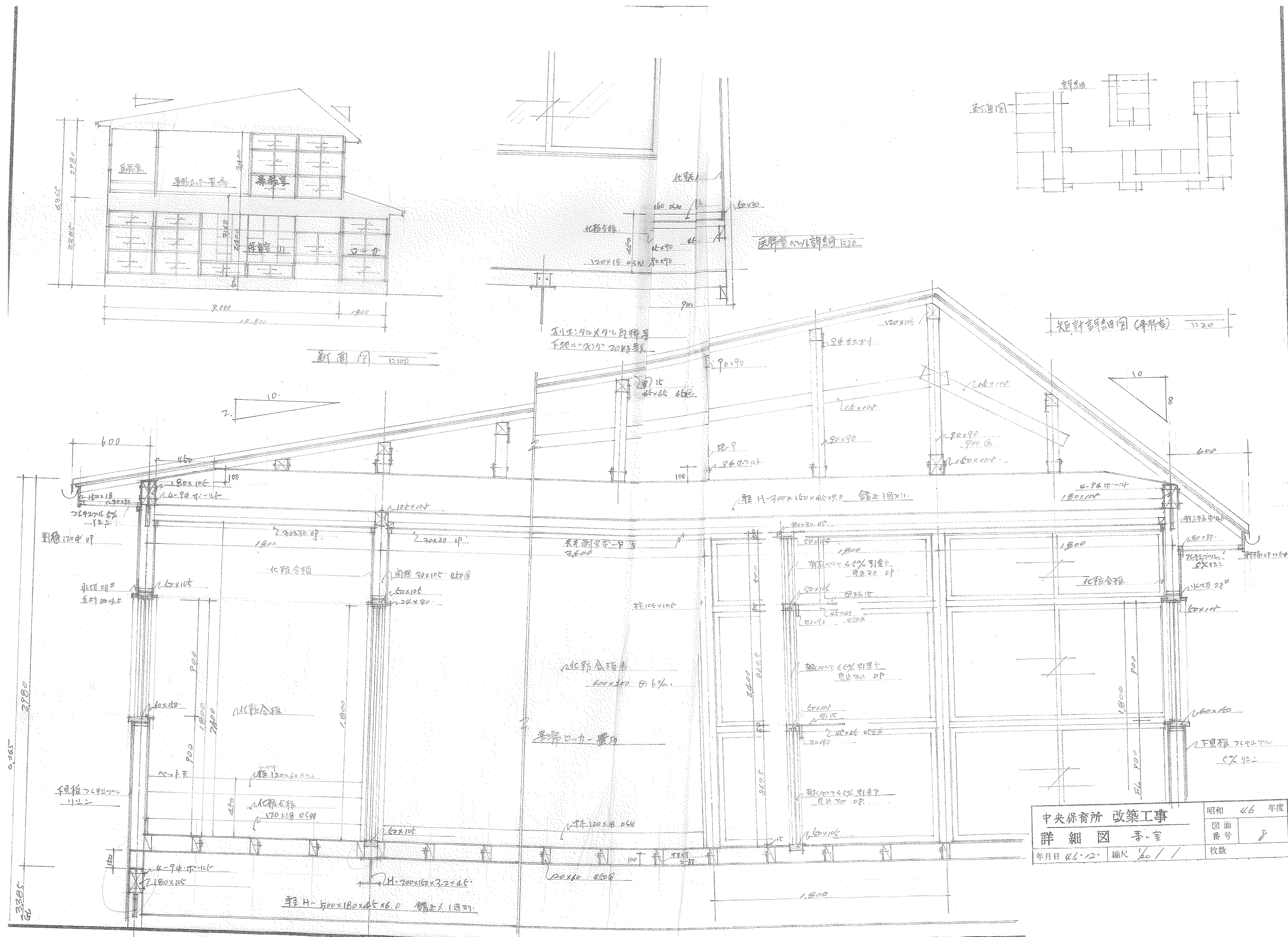
縮尺

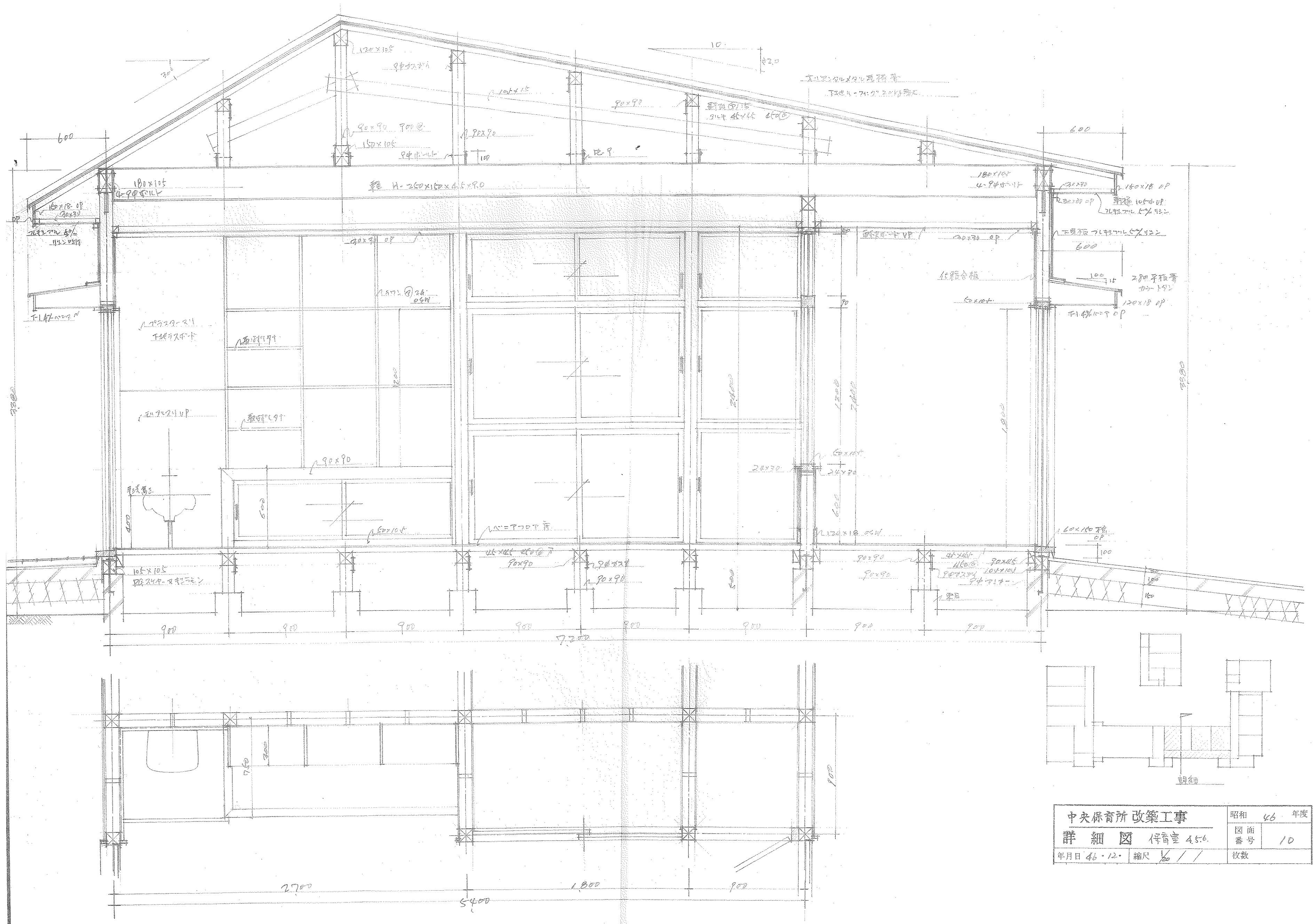
(株)泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号

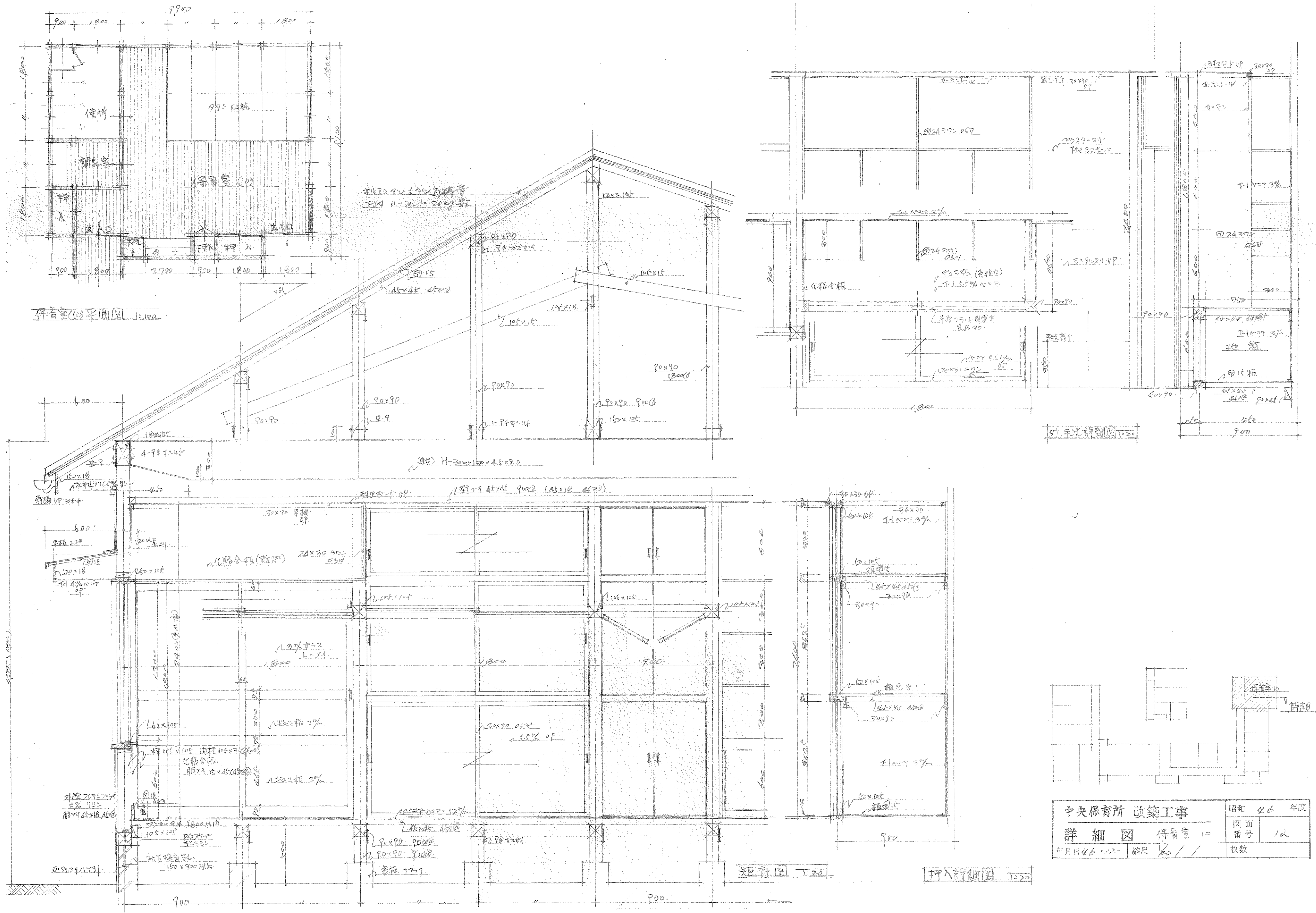
図面番号 A-10





中央保育所 改築工事		昭和 46 年度
詳細図	保育室 45.6	図面番号 10
年月日 46.12.	縮尺 1/20	枚数

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	参考図4	縮尺	
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町青田字浜端西6-1		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			図面番号 A-12
		TEL・FAX 088-685-9345					



中央保育所 改築工事		昭和 46 年度
詳細図	保育室 10	図面番号 12
年月日 46.12.	縮尺 1/60	枚数

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	旧中央保育所解体撤去工事	図面名称	参考図5	縮尺	
		(株)泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治			図面番号 A-13
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町青田字浜端西6-1		事務所登録番号 徳島県知事登録第51049号			
				TEL・FAX 088-685-9345			